

1 いじめ問題への基本的な考え方 東京都立八王子南特別支援学校（以下「本校」とする。）は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく損害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるとの認識に立ち、以下の方針によりいじめ問題の防止と解決に取り組む。

- (1) いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼすものであり許されない行為である。
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にでも起こり得る。」という認識を、すべての教職員がもったうえで対応にあたる。
- (3) 学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。
- (4) 生徒が自己肯定感を育み、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 東京都立八王子南特別支援学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校の内外を問わず、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめアンケートの実施
- ふれあい（いじめ対策）月間の実施（6月と11月における生徒への指導と教員の取組把握）
- 相談体制の整備
- 日常観察による情報収集及び集約
- 年間指導計画（いじめ防止プログラム）の検討及び展開

ウ 会議

原則として定例会を7月（計画会議）に実施し、その他必要に応じて開催する。

エ 委員構成

- <校内>校長、副校長、生活指導主任、**学年主任**
- <校外>南大沢警察署担当、スクールカウンセラー

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 魅力ある学級・学校づくりの推進日常生活の指導、特別活動において指導

イ 生命や人権を大切にする教育の推進

生徒間の人間関係構築するためにソーシャルスキルトレーニングを実施

ウ 全ての教育活動を通した指導の推進

- ① 生徒に自己肯定感を与える指導

② 共感的な人間関係を育成する指導

③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助

エ メールやSNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図り、情報モラル教育等についての指導を一層充実し、生徒の意識を高める。

(セーフティ教室 (SNS 安全教室)、キャリアガイダンス、生活単元学習、特別活動において指導)

(2) 早期発見のための取組

ア アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

生徒向け学校評価アンケートにおいて、いじめの有無や人間関係に課題を抱えている等、実態把握を図れるようにする。

イ 校内相談体制の充実

日々の児童・生徒の観察はもとより、必要に応じて適時的に学校生活全般に関わる聞き取りを児童・生徒に対して実施する。

ウ 教職員の研修の充実

① 年に3回の教職員に対する研修を実施し、東京都いじめ防止対策推進条例に基づいた「東京都いじめ防止対策推進基本方針」について理解を深める。

② いじめ対策・学校サポートチーム運営委員会の記録を全教職員が共有し、いじめの未然防止への意識を高める。

エ 保護者との連携

日々の連絡帳等でのやりとりから、生徒の様子や持ち物の増減等、気になる事柄について確認を行う。

オ 地域との連携

関係機関と普段から関係を密にし、いじめ案件等が起きた場合等、迅速に協力を仰ぐ。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを受けた生徒への安全確保を速やかに実施する。

担任等による聞き取り、学習グループの変更

イ いじめを行った生徒への指導を速やかに実施する。

担任等により聞き取り、期間を定めた特別指導の実施

ウ いじめを行った生徒及び、いじめを受けた生徒が所属する学年間の連携をとる。

生活指導部を含めた合同学年会で情報共有を図り具体的な指導を検討する。

エ 学科を超えて全教職員への事案の周知を行い、あわせて今後の方針の周知を行う。

(4) 重大事態への対処

ア いじめられた生徒に対する対応

① 状況把握と初期対応の実施

② 被害が継続しない環境の構築

③ 原因や背景の調査

④ 家庭訪問を実施して生徒の心へのケアを図る

※いじめ対策・学校サポートチーム運営委員会と当該生徒の学級担任等が実施

イ いじめた生徒に対する対応

① 毅然とした態度での事実確認の実施

② 原因は背景の調査

③ 関係機関 (児童相談所、少年センター等) との連携の検討

④ 家庭訪問を実施して家庭と連携した生徒の指導を行う。

※いじめ対策・学校サポートチーム運営委員会と当該生徒の学級担任等が実施

ウ 直接関係ない生徒に対する対応

- ① いじめに対して傍観することなく、担任等に知らせる指導
 - ② いじめられた生徒の苦しみを考え、善悪を考える指導
 - ③ 他人事と考えず、どちら側の当事者とならないための継続的な指導
- ※学級担任等が指導を実施

5 いじめ防止に関する教職員研修計画

- (1) 年度当初における年間計画（いじめ防止プログラム）の周知
- (2) いじめ防止及び対応に関する研修の実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

日頃より学校の教育活動について保護者の理解を図ることに努め、家庭におけるいじめ未然防止、規範意識の指導等について協力し進める。

- (1) 学年、学級保護者会において情報収集連携を図る。
- (2) 個別面談において「いじめ」に関する事項についての聞き取りを実施する。
- (3) いじめを未然に防ぐための学校での取組を学校だよりや本校ホームページで知らせる。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

いじめを中心とする生活指導上の諸問題を学校だけで抱え込むことなく、その解決のために日頃から学校経営支援センターや警察、生徒居住地の子ども家庭支援センター、児童相談所等のネットワークを重視して早期解決に向けた情報連携と対応連携を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価において、保護者及び生徒へアンケートを実施し現状を把握する。
- (2) 学校評価を実施し、その集計結果を受け、関係部署で検討の上、3月までに次年度の基本方針を改善する。

附則 本規定は、令和7年4月1日から施行する。